

広島県告示第百四十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
丹那十二地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和五十七年十月七日広島県告示第千五十五号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。  
ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱五号及び四号と同一とする。

市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
広島市南区		楠那町						乙三番三		標柱一号	
								四番一		標柱二号及び三号	
								九番		標柱四号	
								一四番		標柱五号	
								三番一		標柱六号	